

石川県公報

平成 28 年 1 月 12 日
第 1 2 8 6 6 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示	
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 を辞退する旨の届出 (同)	1
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2
○一般競争入札の落札者等 (産業政策課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	3
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	4
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	5
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	6
○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の 変更の公表 (水産課)	7
選挙管理委員会	
○政治団体の届出の公表	10
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	10
監査委員	
○定期監査結果公表	11
○財政的援助団体等監査結果公表	11
○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	12
○財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措 置の公表	13
○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	14

告 示

石川県告示第 3 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成28年 1 月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
耳鼻咽喉科	恵 寿 総 合 病 院	七尾市富岡町94番地	遠藤 一平	平成27年12月25日
小 児 科	七 尾 病 院	七尾市松百町八部3番地の1	押切 貴博	〃
整 形 外 科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	黒田 一成	〃
外 科	加 賀 市 民 病 院	加賀市大聖寺八間道65	吉田 政之	〃
内 科	〃	〃	澤村 俊孝	〃
小 児 科	〃	〃	前田 文恵	〃
泌 尿 器 科	〃	〃	中井 正治	〃
眼 科	山中温泉医療センター	加賀市山中温泉上野町ル15番地1	高澤 麻子	〃
整 形 外 科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	新村 和也	〃
耳鼻咽喉科	芳 珠 記 念 病 院	能美市緑が丘11-71	辻 亮	〃
内 科	金 沢 南 ク リ ニ ッ ク	野々市市蓮花寺町1番地1	松下 裕之	〃
整 形 外 科	河 北 中 央 病 院	津幡町字津幡口51番地2	青木 裕	〃
耳鼻咽喉科	公立宇出津総合病院	能登町字宇出津夕字97番地	近藤 悟	〃
〃	〃	〃	中西 庸介	〃

石川県告示第 4 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
整形外科	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12-7	太田 敬	平成27年10月1日
〃	〃	〃	藤田 健司	〃
〃	市立輪島病院	輪島市山岸町は1番1地	上島 謙一	〃
内科	加賀市民病院	加賀市大聖寺八間道65	齋木 優子	平成27年8月31日

石川県告示第5号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興行名	配給会社名
映画	やわ乳太夫 月夜の恋わずらい	オーピー映画
〃	痴漢電車 淫コースは夢いっぱい!	〃
〃	平成仁侠伝 兄弟、あの空で会おうぜ	〃
〃	悦楽交差点 オンナの裏に出会うとき	〃
〃	肉棒教習所 欲しがら女教官	新日本映像
〃	近親義母 息子でおもらし	〃
〃	発情美人妻 早くちょうだい	新東宝映画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成28年1月12日

石川県告示第6号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図書等名 (ナンバー)	発行所名
月刊誌	シティヘブン北陸版 2016年2月号 (04333-02)	(株)ダブリュエスコーポレーション
〃	NaiNaiプレス北陸 2016年2月号 (06805-02)	電王堂出版(株)
隔月刊誌	DOM 2016年2月号 (86663-02)	(株)ザウスマガジン社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成28年1月12日

石川県告示第7号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法

恒温槽付き疲労強度試験機 一式 購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県工業試験場管理部総務課

金沢市鞍月2丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成27年11月4日

4 落札者の名称及び所在地

丸文通商株式会社金沢支店

金沢市松島一丁目40番地

5 落札金額

34,560,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成27年9月18日

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあつた年月日

平成27年12月9日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふくしの里栗崎

3 代表者の氏名

林 正志

4 主たる事務所の所在地

金沢市栗崎町へ33番地

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県内、主に金沢市栗崎町を中心とする近隣市町在住の障害者、高齢者その他の支援を必要とする者に対して、地域での日常生活における財産管理・身上監護等の援助及び人権等の権利擁護に関する事業を行い、これらの者の福祉増進に寄与することを目的とする。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア 放射線治療システムアップグレード 一式
- イ 全自動迅速細菌検査システム 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- (1)ア 平成28年3月25日
- (2)イ 平成28年3月31日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成27年石川県告示第163号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、5(7)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成28年2月8日（月）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。
- (2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課用度係 電話番号 076-238-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

1(1)ア 平成28年2月22日(月)午後1時30分

1(1)イ 平成28年2月22日(月)午後2時

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成28年2月22日(月)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

1(1)イ 平成28年2月22日(月)午後2時 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 競争入札参加者資格者の申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

① Upgrade of radiotherapy system 1set

② Fully automated Rapid Microbiology System 1set

(2) Delivery date

① By 25 March 2016

② By 31 March 2016

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

① 1:30 p.m 22 February 2016

② 2:00 p.m 22 February 2016

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-238-7859

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見

の概要は、次のとおりである。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド金沢福久店
金沢市南森本町ニ6番地2ほか15筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更
公告日 平成27年8月28日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成28年1月12日から平成28年2月12日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
香林坊アトリオ
金沢市香林坊1丁目1番1号
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数の変更
公告日 平成27年8月28日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成28年1月12日から平成28年2月12日まで

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂本 文栄	加賀市柴山町3の94	加賀市柴山町299-1ほか11筆
小坂 功機	能美市和気町チ14	能美市和気町か124ほか1筆
農事組合法人 和多農産	能美市山田町121	能美市徳久町4
中野 紀郎	能美市秋常町ト110	能美市高座町8ほか3筆
南 洋	能美市新保町ル40	能美市新保町27ほか5筆
梁 健一	能美市岩内町イ58	能美市岩内町1184
山野 勝弥	能美市秋常町ト155	能美市秋常町南24ほか3筆
南 長一郎	能美市秋常町ト98	能美市秋常町南37ほか3筆
有限会社 アグリほりかわ	能美市石子町ハ58	能美市小杉町イ78-1ほか13筆
潟辺 正勝	羽咋市鹿島路町1629	羽咋市鹿島路町西25ほか1筆
向瀬 正彦	羽咋市四柳町る28	羽咋市大町58-1ほか5筆
上野 正範	羽咋市大町口142	羽咋市大町な20-1ほか1筆
山本 文雄	羽咋市大町ツ8-2	羽咋市大町甲44
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市酒井町う53	羽咋市大町丙5-1ほか6筆
農事組合法人 辻本屋	羽咋市千田町お38	羽咋市千田町100ほか8筆
林 謙次	羽咋郡宝達志水町走入ト157	羽咋市千田町113
農事組合法人 志加の郷だいち	羽咋郡志賀町町29-44	羽咋郡志賀町町新小坂31-1ほか34筆
藤井 芳信	羽咋郡志賀町梨谷小山10-248	羽咋郡志賀町梨谷小山193ほか5筆
野田 良蔵	七尾市中島町奥吉田リ部23・28部 50番地	七尾市中島町奥吉田13-5ほか9筆
木下 好博	七尾市国下町ム76	七尾市国下町は5ほか1筆
農事組合法人 はんにゃの	七尾市盤若野町へ部24番地	七尾市東三階町ス35ほか6筆
農事組合法人 下笠師ファーム	七尾市中島町笠師へ131	七尾市中島町笠師下106-1ほか10筆
坂井 助光	七尾市細口町ホ29-1	七尾市細口町ろ45ほか5筆
福井 晃	七尾市中島町河崎ハ部130番地1	七尾市中島町河崎1部11-1ほか2筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成28年1月12日から同月25日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成26年12月26日公表。以下「石川県計画」という。）の全部を平成27年12月25日に変更したので、変更後の石川県計画を次のとおり公表する。

平成28年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成25年の生産量で7万トン（全国第16位）、生産額は214億円にのぼり、全国的には中位に位置している。

また、漁業就業者数は、約3千人であり、能登地方の多くの沿岸地域においては、水産業は、中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合水域は、表層では暖流の対馬海流が流れ、底層では日本海固有水といわれる特異な海水が占めていること等から、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

全国的な資源の動向を見ると、資源水準の推移については、低位の割合が減少し、中位の割合が増加する傾向にあり、全体としてはおおむね安定的に推移しているものの、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県海域における資源についても低位又は減少傾向にある魚種があり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から、漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第1項の規定により定められた海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成27年11月26日公表。以下「基本計画」という。)により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 さらに、広域資源を回復させるために必要な漁獲努力量の削減措置を主体とした資源回復計画の公表に伴い、対象となる海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲努力可能量のうち本県の量について適切な管理措置を講ずることとする。

5 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講ずるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

6 並びに、漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は漁獲努力量の公表等実効措置を講ずるため、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量実績の的確な把握に努めることとする。

7 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた限度量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産総合センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

8 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

9 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

10 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成27年1月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 平成27年1月から同年12月まで 21,000トン
- (3) まさば及びごまさば 平成27年7月から平成28年6月まで 若干
- (4) するめいか 平成27年4月から平成28年3月まで 若干
- (5) ずわいがに 平成27年7月から平成28年6月まで 340トン

2 第1種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。

- (1) まあじ 平成28年1月から同年12月まで 若干
- (2) まいわし 平成28年1月から同年12月まで 19,000トン
- (3) まさば及びごまさば 平成28年7月から平成29年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (4) するめいか 平成28年4月から平成29年3月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定
- (5) ずわいがに 平成28年7月から平成29年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

まいわし 中型まき網漁業 10,800トン

定置漁業及び小型定置漁業 若干

第4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 すけとうだら

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)及びはえなわ(すけとうだら)漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

2 まあじ

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

3 まいわし

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

4 まさば及びごまさば

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 するめいか

5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実態の把握に努めることとする。また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

6 ずわいがに

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等を現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努めるものとする。

また、資源管理計画に基づく操業が行われるよう、資源管理型漁業の推進を図る。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

1 第2種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成27年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

2 第2種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりである。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成28年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

第6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について採捕の種類別に定める量に関する事項

1 第2種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成27年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

- 2 第2種特定海洋生物資源の平成28年の管理の対象となる採捕の種類、期間及び知事管理努力量は、次のとおりとする。

あかがれい 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)

平成28年4月1日から同年5月31日まで 3,884隻日

第7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)については、石川県沖合海域のあかがれいの資源回復を図るために、「石川県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

また、知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告体制の整備を進めることとする。

第8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する

平成28年1月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党石川県 金沢市第三十三支部	喜 多 浩 一	今 井 昭 子	金沢市泉本町4-110	平成27年11月19日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
足立としゆき 石川県建設産業後援会	北 川 義 信	五 天 秀 行	金沢市弥生2 丁目1番23号	足立敏之、 参議院議員	平成27年 11月19日

石川県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県 全管協ちんたい支部	小 村 利 幸	会計責任者	苗 加 充 彦	石 野 茂	平成27年11月12日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員 宮 下 正 博
 同 谷 内 律 夫
 同 浜 田 孝 代
 同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
小松特別支援学校	平成27年12月21日	平成27年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松商業高等学校	〃	〃	〃
松任高等学校	〃	〃	〃
明和特別支援学校	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
七尾東雲高等学校	〃	〃	〃
七尾城北高等学校	〃	〃	〃
七尾高等学校	〃	〃	〃
小松教育事務所	平成27年12月22日	〃	〃
小松北高等学校	〃	〃	〃
小松工業高等学校	〃	〃	〃
小松瀬嶺特別支援学校	〃	〃	〃
石川四高記念文化交流館	〃	平成27年10月末日現在	〃
自治研修センター	〃	平成27年9月末日現在	〃
小松明峰高等学校	〃	〃	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
金沢産業技術専門学校	平成27年12月24日	〃	〃
鹿西高等学校	〃	〃	〃
北部家畜保健衛生所	〃	〃	〃
消防学校	〃	平成27年10月末日現在	〃
能楽堂	〃	〃	〃
金沢城・兼六園管理事務所	〃	〃	〃
寺井高等学校	〃	平成27年9月末日現在	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成26年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員 宮 下 正 博
 同 谷 内 律 夫
 同 浜 田 孝 代
 同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の結果
石川県商工会連合会	平成27年12月22日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
KCSコンソーシアム	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員 宮 下 正 博
同 谷 内 律 夫
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石公委第112号
平成27年12月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成27年11月30日付け石監査第493号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	小松警察署	職員の交通事故防止対策として、全署員を対象に再発防止教養と安全運転励行の徹底を指示したほか、朝礼時にその日の天候や季節に応じた細かな注意を行い、交通事故防止対策の徹底を図りました。 また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。
職員による不祥事が発生しています。 今後、財産等の管理体制の強化や公務員としての倫理意識の徹底に万全を期し、再び係る不祥事の発生がないよう十分注意してください。	輪島警察署	不祥事防止対策として、招集等で全職員に対して、幹部職員から不祥事防止教養を実施するとともに、問題兆候の把握に特に配意しつつ、よりきめ細やかな身上把握を徹底することにしました。また、財産等の管理につきましては、組織的に職員相互のチェック体制を強化することにより適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。 今後とも、職員に対し、公金の重要性について指導するとともに、幹部による身上把握及び職務倫理教養を継続して実施し、不祥事再発の絶無を期します。
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全	金沢西警察署	職員の交通事故防止対策として、交通事故防止の必要性・重要性について指示するとともに、全職員を対象に交通事故防止を題材とした検討会を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項の再徹底を始

<p>を期するよう嚴重に注意してください。</p>		<p>め、交通事故防止意識の高揚を図るなど、安全の確保に向けた意識付けを徹底しました。</p> <p>また、交通事故の対象職員及び運転経験の浅い職員については、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の向上と安全運転意識の再徹底を行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であるという意識の徹底を図るとともに、職員に対する指導を継続して実施し、交通事故の絶無に努めます。</p>
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう嚴重に注意してください。</p>	<p>津 幡 警 察 署</p>	<p>交通事故防止対策として、朝礼等の機会を捉えて、全職員に対し、時節に応じた具体的な運転方法や同乗者による安全確認補助の指示を行うなど、事故防止対策の徹底を図りました。</p> <p>また、交通事故の対象職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、事故の未然防止に努めます。</p>

財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表

一般財団法人石川県県民ふれあい公社より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員 宮 下 正 博
 同 谷 内 律 夫
 同 浜 田 孝
 同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石県ふ公第165号
 平成27年12月9日

石 川 県 監 査 委 員 様

一般財団法人 石川県県民ふれあい公社
 理事長 北 村 修

平成27年11月30日付け石監査第493号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
<p>直営施設の管理が十分でなかったことにより、人身事故が発生しています。</p> <p>施設の管理に際しては、安全管理に万全を期するよう十分注意してください。</p>	<p>一般財団法人 石川県県民ふれあい公社</p>	<p>指摘のあった施設の管理につきまして、ハード面において、専門家による施設点検を実施し、必要な改修等の措置を講じるとともに、安全設備の充実を図りました。</p> <p>また、ソフト面では、指揮系統の見直しにより、責任体制を明確にするるとともに、作業手順を明文化した安全管理作業マニュアルを策定し、従業員教育の徹底を図りました。</p> <p>そのほか、公社の全ての施設において、安全衛生委員会（会議）を設置、毎月開催し、安全管理の徹底を図っております。</p> <p>今後とも安全管理に万全を期してまいります。</p>

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成27年3月27日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員	宮	下	正	博
同	谷	内	律	夫
同	浜	田		孝
同	岡	部	朋	代

1 公表の範囲

平成26年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

2 公表の概要

平成26年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
石川中央保健 福祉センター	<p>(毒物劇物の管理について)</p> <p>毒物劇物管理簿と現物を照合したところ、帳簿に記載のなかった硝酸(422g)が発見された。これは、他の物質が混ざったため試薬として使用できなくなったことから中和剤として使用することとし、小さく「廃棄用」と記載して試験台上で保管していたものを、監査を受検するにあたり、念のため劇物保管庫に入れたものであるとのことだった。</p> <p>当該薬品は、純粋な硝酸ではないとはいえ依然濃度が高いものであり、こうした薬品を試験台上で保管していたのは問題である。このような場合には、「中和剤」と分かりやすく記載したラベルを貼付して専用の保管庫で保管するなど、管理を徹底すべきである。</p>	<p>指摘のあった硝酸廃液については廃棄処理を行った。</p> <p>また、今後指摘のあった硝酸廃液等の劇物については、内容物がわかるような適切な表示を容器に行い、処理するまで劇物の保管庫内で、専用トレイに入れ保管することとした。</p>